

日本バイオセーフティ学会

詳細規程

日本バイオセーフティ学会 細則作成委員会

委員長：北林厚生

委員：棚林清・篠原克明・鈴木さつき・前田秋彦

1 理事選挙に係る事項

(1) 選挙権

- ① 選挙は、投票により行う。
- ② 投票権は、選挙当該年度において、6月末日までの会員資格を有する者とする。
- ③ 被選挙権は、選挙当該年度において、6月末日までの会員資格を有する者とする。
但し、当該年度において4ヶ年の理事を任じた者は、理事任期終了後2ヶ年間、被選挙権は有しない。

(2) 投票の連絡並びに投票行為に就いて

- ① 選挙の投票は、事務局にて配布の被選挙人名簿により、5名の記載とする。
- ② 投票用紙に5名以上の記載の場合、記載すべてを無効とする。
なを、同一者名が複数記載の投票は、全てを無効とする。
- ③ 投票用紙に5名以下の記載の場合、有効とする。
- ④ 選挙担当理事にて定めた期日までに事務局にて受領した投票を有効とする。
- ⑤ 投票用紙は、事務局より郵送とする。
郵送の住所は、事務局にて管理された住所とする。
投票用紙並びに被選挙人名簿を同封し送付する。
- ⑥ 住所変更連絡は会員の責務とする。

(3) 開票

- ① 投票の開票は、選挙担当理事並びに事務局立会いにて行う。
- ② 投票数が同数の場合、選挙担当理事にて「くじ引き」にて理事候補とする。

(4) 理事就任

- ① 理事の任期は、4ヶ年とする。
総会承認年の翌年1月1日から4年後の12月31日とする。
- ② 当選理事候補者には、選挙担当理事より、理事委嘱願いを送付し受託書を受領する。
- ③ 受託に就き辞退若しくは提出されない場合、選挙担当理事の承認のもと投票数の次点者に委嘱願いを送付する
- ④ 理事候補者は、当該総会において承認されなければ成らない。

2. 理事会推薦理事における規程

- ① 理事選挙後、継続理事並びに事務局長による審議において理事会推薦理事が必要と認められた場合、理事会推薦理事候補を設けることが出来る。
- ② 理事会推薦理事は、2名以内とする。
- ③ 理事会推薦理事の任期は2ヶ年とする。
総会承認年の翌年1月1日から2年後の12月31日とする。
- ④ 理事会推薦理事の理事継続は2期までとし、2期を超える再任は不可とする。
- ⑤ 理事会推薦理事候補者は、総会において承認されなければ成らない。
- ⑥ 2ヶ年若しくは4ヶ年の理事任期終了後の直近の選挙に於いて被選挙権は有しない。
- ⑦ 理事選挙での被選挙権は、理事任期中は有しない。

3. 委員会の設立と運営

- ① 委員会の設立には、運営目的、組織体制、事業経費、参加委員名などを提出する。
- ② 組織は委員長並びに委員より構成される。委員長は、本会会員とする。
- ③ 委員長は、理事会の承認を得なければ成らない。なを、再任可とする。
- ④ 委員は、委員長が任命し、委員より受託を受ける。
- ⑤ 委員の任期は、2ヶ年とし再任可とする。
- ⑥ 活動報告は理事会並びに総会において行う。
- ⑦ 会計制度は、委員会毎に処理し名称を特別会計する。
収益は本会会計と連結会計とする。
- ⑧ 当該年度において、予算より支出が超過する場合理事会の承認を必要とする。
- ⑨ 会計監査は、本会監事が行う。
- ⑩ 会計年度は、1月1日から12月31日とする。

4. 顧問

会則7項に顧問に就き、規程されているが、詳細規程として下記を設ける

- ① 顧問は、会費を免除する。
- ② 顧問より、退会された場合会誌などの送付は行わない。
- ③ 理事会、総会での議決権は有しない。

詳細規程の施行

- (1) 本詳細規程は、令和5年5月24日より施行する。
- (2) 本詳細規程の変更は、理事会の議決による

本詳細規程は廃止され、その内容の一部を改正のうえ、2025年6月30日施行の「バイオセーフティ学会細則」として引き継がれた。

-完-